

# 買い取られた貴金属 クーリ買い取られた貴金属 クーリング・オフができます！

「不用品なら何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると「絶対に何もないか」などとしつこく言われ、しかたなく金のネックレスなどを4点見せたところ「それを売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれなかったため、あきらめて売却し2万円を受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが「すでに手元にはないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。

(見守り新鮮情報第157号)

## ☆ひとこと助言☆



① 平成25年2月21日より、訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」についてもクーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で取り戻すことができるようになりました。

- ② 契約をしたとしても商品を手渡しする必要はありません。
- ③ ただし、クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。何よりも、売却したくない場合はきっぱり断りましょう。
- ④ 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

\*適用除外となる商品；

- ・自動車(2輪のものを除く)
- ・家庭用電気機械器具(携行が容易なものを除く)
- ・家具
- ・書籍
- ・有価証券
- ・CD、DVD、ゲームソフトなど